

新潟市立黒埼中学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策基本法」及び「新潟市いじめ防止基本方針」をもとに、「いじめ」は絶対に許されない行為として、「黒埼中学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

2 いじめの防止

生徒は学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

～いじめの定義～

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策基本法」第2条より

3 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は高い人権意識をもち、全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応・再発防止等、いじめの防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないよう取り組む。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域一丸となって、いじめを生まない人間関係、学校風土づくりに努める。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるよう指導の充実を図り、生徒一人ひとりに自律性と社会性を育み、自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心をはぐくみ、自他を尊重する精神を養うために、道徳の授業を中核とした全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ① 分かる授業・できる授業、協同して目標を達成する喜びや充実感を体得させる特別活動により、生徒一人ひとりの自己有用感を高める。
- ② 学年、学級、部活動などで望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、ボランティア活動、および人権教育の充実を図る。
- ③ 生徒の変化を適切に捉えるために2カ月に1回、いじめの問題を含めた人間関係アンケートを実施する。原則として調査を実施した日に記入内容を複数の目で確認し、情報共有を図る。
※ 一次資料（アンケート等）は生徒が卒業するまで保管し、調査結果のまとめは5年間保管する。またアンケートの目的に応じて無記名式を導入する等、生徒が記入しやすい配慮を行う。
- ④ 学級担任による「黒中ライフ（生活ノート）」の点検を行う。
- ⑤ 生徒会本部、各学年委員会が主体となった「いじめ見逃し0スクール集会」などを通して、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- ⑥ 当校の伝統である生徒を主体としたあいさつ活動を継続するとともに、生徒と教職員のコミュニケーションを図ることで生徒の変容を察知する。
- ⑦ 保護者と教職員の信頼関係の確立するため、適切に保護者と情報共有を図る。
(年2回の個人懇談を含む)
- ⑧ 教育相談を年2回実施する。
- ⑨ 生徒指導に関する研修を年3回開催し、生徒理解を中心に生徒の情報共有を図るとともに、教職員の人権意識の向上に努める。

(2) 対応に関すること

いじめに関する情報が、一人の教職員のところでとどまることや、一人の教職員が情報を抱え込むことがないように「報告・連絡・相談」することを徹底するとともに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し下記のように対応する。

① 対応の留意点

- ア いじめを受けた生徒に対して丁寧に聞き取りを行い、事実関係を明確にする。また、いじめの加害者への聞き取り及び、目撃情報についても調査する。
- イ いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない行為であることを加害生徒に納得させ、被害生徒の心の痛みを理解させた上で謝罪会を行う。
- ウ いじめの被害生徒に対しては、本人の心の痛みや不安に寄り添い支援する。いじめ加害生徒については、被害者の心情を第一に考えさせ、単に謝罪会をもって解決とは言えないことを理解させる。
- エ 関係保護者には事実を正確に伝え、学校の基本方針についての理解を図りながら、今後の対応について協議する。
- オ いじめが解消したかどうかは慎重に判断し、学級担任を中心に3カ月を目処に、継続的に観察・援助に努める。
- カ 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきは、自殺願望のサインとして重く受け止め、教育委員会の指導の下に対応する。

② 実際の対応（原則）

「いじめがあった」「いじめが疑われる」情報があった場合、ただちに管理職を含む関係職員で「校内いじめ対応ミーティング」を行い、重要度「高・中・低」を判断して以下のように対応する。

- ア 被害生徒から事実の確認を行う。
(日時・場所・相手・状況等を明確にし、記録する。)
- イ 加害生徒から事実の確認を行う。
(日時・場所・相手・状況等を明確にし、記録する。)
- 事実を確認(犯人扱いをしないこと)し、被害者の心の痛みや悩みに気付かせる。
- ウ 被害者・加害者から得た情報を整理し、その他に名前が出てきたすべての生徒に事情聴取する。人数が多い場合は、学年部全員(時には他学年も協力)で事情聴取を行う。学級内で起きている場合には、必要に応じて学級全員に事情聴取を行う。
- ・ 全員にアンケートを実施。(記名式)
 - ・ アンケートを基に、必要に応じて学級全員に聞き取り調査を行う。
- エ 情報を集約し、状況が分かり次第、速やかに校長、教頭、生徒指導主事に報告し、今後の対応を協議する。校長、教頭、生徒指導主事が不在の場合でも、携帯電話等でその日の内に連絡を入れること。(第一報はなるべく早く)
- オ 速やかに被害者の保護者へ連絡を入れる。その後、必要に応じて家庭訪問を実施する。なお、詳細が不明の場合は、今後の方針を伝える。家庭訪問は、事案に応じて校長(教頭)、学年主任、学級担任等が行う。
- キ 加害者の保護者に事実を正確に伝え、学校の基本方針及び対応について、理解と協力を得るよう努める。必要に応じて家庭訪問をし、情報が正確に伝わるように配慮しながら、理解と協力を得る。また、謝罪会等で保護者に来校してもらうことがあることを伝える。
- ク 加害者すべてに個別指導を行う。また、被害者の意向を確認し、安易な謝罪会にならないように謝罪の場を設ける。生徒指導主事、学年主任、学級担任が立ち会い指導を行う。
- ケ 仕返しの暴力やいじめ等が絶対にならないように全職員と情報を共有し、10分休み、昼休みの巡視を強化するなどして、見守りができない時間がないように配慮する。
- コ 適宜、被害者宅へ家庭訪問や電話連絡等で指導経過を報告する。
- サ 外部からの問い合わせ窓口は、教頭に一本化する。

(3) 相談に関すること

- ① 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。
 - ア 教育相談期間(年2回)
 - イ チャンス相談の効果的実施
- ③ SC及びSSW等と効果的に連携し、幅広い情報収集に努める。
- ④ 生徒、保護者に校外相談機関について周知する。

(4) 連携に関すること

- ① PTA活動、学年・学級保護者会、部活動保護者会などあらゆる場面、機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- ② 学校だより、学校ホームページ、配信メール等を通じて、適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ③ 学校評議員における情報提供と収集を行う。
- ④ 学校警察等連絡協議会を通して、周辺中学校、西警察署との連携を十分に深める。
- ⑤ 必要に応じて小学校の生活指導主任との情報交換を行う。

(5) 組織に関すること

① 「校内いじめ対応ミーティング」

校長、教頭、生徒指導主事、いじめを受けた生徒の担任、いじめを行った生徒の担任、学年主任、その他事案に関係する教職員。

(いじめ発生時に即時実施し、記録用紙に確実に記録する)

② 「いじめ・不登校対策委員会」

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、適応指導担当

③ 「学年主任会」

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、適応指導担当で生徒指導に関する情報交換、対応の検討を行う。(週1回)

④ 「黒崎中学校区いじめ対策委員会」

黒崎中学校 校長、(教頭)、生徒指導主事、保護者代表

学区内4小学校 校長、(教頭)、生徒指導主事、保護者代表

黒崎地区青少年育成協議会会長、黒崎地区主任児童委員

いじめに関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換

(年1回程度)

※その他 黒崎地区教育協議会及び青少年健全育成協議会でも情報交換を行う。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめは実態把握が困難であり、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。予防を中心に以下の対策を講じる。

(1) 生徒に対して行う対策

① 通信機器の校内への持ち込みを禁止する。

② SNS等の登録、掲示板への書き込みが引き起こす危険性について指導し、登録や書き込みを行わないよう伝える。

③ 情報モラルに関して生徒指導部、技術・家庭科、道徳部、特別活動部が連携し指導にあたる。

④ 外部機関(県警サポートセンター、西警察署、SST)と連携し、必要に応じてインターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を行う。

(2) 保護者に対して行う対策

① 新入生説明会時、入学式後のPTA入会式の際に、インターネット指導に関する基本姿勢、内容、危険性について啓発する。

② 生徒指導だよりを発行し、生徒の携帯電話、スマートフォン、パソコンの利用に関しては保護者の責任および監督のもとで行われるよう要請する。

③ 生徒がインターネットでトラブルを起こしたり、被害を受けたなどの事態になった場合やインターネットの過度の利用により学校生活に支障をきたしている場合は、通信機器の利用停止などを保護者に依頼する。

(3) 発生時の対応

原則2の(2)に従い対応するが、画像や書き込みなど証拠の保全に万全を期す。

Ⅲ 重大事態発生時の対応について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。万が一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事態を徹底的に調査、解明し、対応に当たる。

2 重大事態の意味

生徒がいじめを受けたことにより、次のような場面になった状況をいう。

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大に被害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を負った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などの状況をいう。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に係わる情報を収集整理し、いじめの概要を把握するとともに、その内容をただちに市教委に報告。その後の対応や調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められた場合、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。